

JEAC4212「原子力発電所における炉心・燃料に係る検査規程」の公衆審査意見  
に対する回答

**意見その1**

P22 2.2.4 炉物理検査 解説 2.2.4-4

「・・・安全設計審査指針の指針 13 に示されている・・・」

現時点では、ここに「指針」を書き入れることは得策でないと思える。

「指針」と直接書かず、その文言を書き入れた方が良いのではないか。

「・・・は、炉心は、固有の出力抑制特性を有し、・・・できる設計とするため・・・」

**回答**

原子力規制委員会の「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準」(新安全基準)等が制定され、状況が明確になりましたら、日本電気協会にて規格全体の対応を考え、適切に対処します。

**意見その2**

P24 2.2.5 制御棒クラスタ検査 解説 2.2.5-3

この解説で「摩耗測定」がグッドプラクティスであることがはっきりしない。

逆に、「外観検査」で十分だが、「摩耗測定」が更なる確認であることが読み取れない。

**回答**

(解説 2.2.5-3)を以下のように修正します。

「制御棒クラスタについては、目視等の外観検査で十分確認しているが、健全性の確認の他に、制御棒クラスタの取替や配置計画に資するため、制御棒クラスタ先端部の摩耗測定を行っているプラントもある。」

**意見その3**

P28 2.2.6 燃料集合体 SHIPPING 検査 解説 2.2.6-3

マスト SHIPPING 検査

(a)の数式で5より大きい場合に「漏えいの疑いあり」となっているが、

(b)補足では「明らかにカウント数の高いものを漏えいの疑いありとする。」である。

この両者は整合しているのか。読み取りにくい。

**回答**

b)補足の文意は、「カウント数  $E_i$  がきわだって大きなものは漏えいの疑いありとする」ことですが、(5)判定基準で自明であるため、b)は削除致します。

#### **意見その4**

P21 2.2.4 炉物理検査 解説 2.2.4-1

解説 2.2.4-1 の挿入位置は適切か？ 解説 2.2.4-2 の位置と異なる。

#### **回答**

拝承。

で囲んだ一連の解説、(解説 2.2.4-1 ~ )は、「b.出力時炉物理検査」の直前に挿入します。

以上